

松阪市工場用地等情報提供事業実施要綱

平成 30 年 6 月 1 日
松阪市告示第 215 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内にある工場等の立地に適した未利用の土地及び建物に係る情報を登録し、これを広く提供することにより、企業立地の促進を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工場用地等 市内において工場、倉庫、事務所等の利用に供するため売却又は賃貸を予定している次の土地又は建物及びその敷地をいう。

ア 市街化区域内における用途地域が工業専用地域、工業地域又は準工業地域に所在する敷地面積がおおむね 1,000 平方メートル以上の未利用の土地又は空き工場、空き事務所等の建物及びその敷地

イ ア以外の区域において既に工場等に利用され、新規の工場、倉庫、事務所等の立地が可能な敷地面積がおおむね 1,000 平方メートル以上の土地又は空き工場、空き倉庫、空き事務所等の建物及びその敷地

(2) 登録 工場用地等の情報を松阪市工場用地等情報提供事業に登録することをいう。

(3) 登録地 登録された工場用地等をいう。

(登録することができない工場用地等)

第 3 条 工場用地等が次に掲げる場合に該当するときは、登録することができない。

(1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令（三重県及び市の条例及び規則を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある場合

(2) 宅地建物取引業者にその工場用地等の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合であって、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反するおそれがある場合

(3) 次条に規定する登録の申請の内容に虚偽の記載がある場合

(4) 第 5 条に規定する同意がない場合

(5) その他情報を提供することが不相当であると市長が認める場合
(登録の申請等)

第4条 第1条の目的に賛同し、自己の所有する工場用地等について登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工場用地等登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、工場用地等登録台帳(様式第2号)に記載し、登録するものとする。この場合において、市長は、管理上必要があると認めるときは、工場用地等を登録することについて、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の申請に係る登録の可否について、その旨を申請者に工場用地等登録・不登録決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
(情報の提供)

第5条 市長は、登録地に係る情報を、閲覧、インターネットその他相当と認める方法により提供するものとし、申請者はこれに同意するものとする。

(登録期間)

第6条 登録地の登録期間は、第4条第2項の登録があった日から1年以内とする。ただし、登録の継続を妨げないものとする。

(登録の継続の申請)

第7条 第4条第3項の規定による登録決定の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、前条の登録期間の満了後も登録を継続しようとする場合は、登録期間の満了日の10日前までに工場用地等登録継続申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に係る登録の継続の可否については、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

(登録内容の変更等)

第8条 登録者は、工場用地等の登録内容に変更が生じたときは、速やかに工場用地等登録内容変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに工場用地等登録台帳の記載事項を変更するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録者は、登録の抹消をしようとする場合は、工場用地等登録抹消届出書(様式第6号)により、その旨を市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録を抹消するものとする。

3 市長は、第 3 条各号に該当する事実が判明した場合には、その登録を抹消することができる。

4 市長は、前 2 項の規定により登録を抹消したときは、工場用地等登録抹消通知書（様式第 7 号）により、その登録者に通知するものとする。

（交渉）

第 10 条 登録地の買入れ、賃貸等を希望する者は、自らの責任において登録者と交渉するものとする。

2 市長は、前項の交渉及び当該交渉に係る契約について関与せず、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。